

問1

第1 Cの、Bに対する50万円相当のコピー用紙代金支払請求は認められるか。

1 まず、Aは、2016年1月に、Bから発注業務から外されていたから、2016年7月時点で、BはAに対して代理権を与えていない。よって、50万円相当のコピー用紙のAC間の売買契約は、無権代理人Aによって行われたものであるから、Bの追認がない限り、Bに対してその効力を生じない（民法（以下法名省略）113条1項）。Bは支払いを拒んでいることから追認することは期待できない。以上より、原則的には、CはBに対して代金支払い請求をすることができない。

2 しかし、2015年末までは、BはAに対して発注業務を任せていたことから、代理権を授与していた。よって、112条1項によってBに責任を負わせ、支払いを請求することはできないか。

（1）112条1項の要件は、①代理権を与えた後、代理権が消滅していること②その代理権の範囲内であること③第三者が代理権消滅につき善意無過失であること、である。

まず、Bは2015年末まで発注業務をAに任せていたから代理権を授与していた。しかし、2016年1月に発注業務から外しているから2016年7月時点で代理権は消滅している（①充足）。

次に、Bが経営するのは事務用品小売り業であるから50万円相当のコピー用紙の購入は発注業務の範囲内といえ、代理権の範囲内といえる。たしかに、コピー用紙50万円分というのは高額であり、大量のコピー用紙が発注されたことが想像できるが、事務用品小売り業であれば、不自然な発注ではなく、業務の範囲内であると解される。（②充足）

最後にCが代理権消滅につき善意無過失であるか検討する。まず、BとCは古くからの取引関係であり、また、2015年にAとCは5回の取引をしていることから、Aに代理権が存することを知っていたといえる。しかし、2016年1月に代理権が消滅した際に、Bはその旨を取引先に特に連絡をしておらず、また、Bの印象を用いて取引をしていることから、代理権消滅について善意無過失であるといえる。むしろ、Bの印章はいったんAからBに返還されたものの、店舗横のキャビネットにおかれ、いつでも持ち出せる状態になっていたことからBに帰責性があるといえる（③充足）。

（2）以上より、代理権消滅後の表見代理権が成立するから、BはCに対して責任を負う。

3 よって、CのBに対する支払い請求は認められる。

第2 CのAに対する代金支払請求は認められるか。

1 無権代理人であるAに責任を追及することもできる。責任を追及できる要件は①他人の代理人として契約をした者であること②自己の代理権を証明できないかつ本人の追認を得ていない③相手方が無権代理人であることにつき善意であること④相手方が代理権がないことにつき善意である場合は、契約者は、相手方が代理権がないことにつき善意無過

失であること⑤相手方が行為能力者であること、である。

以上の要件を満たした場合、無権利者は、相手方の選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負う。

本件においてみると、AはBの代理人として契約をしている。また、代理権はなかったため証明できず、Bは支払いを拒んでいるから追認を得ることはできない。一方、Cは、Aに代理権がないことをしらず、そのことについて過失もない。Aが行為能力の制限を受けていたという事情もない。

よって、要件をすべて満たすため、CはAに対して支払い請求することができる。

2 なお、CはAに対する請求は補充的な物ではなく、どちらに対して請求してもよい。

問 2

第 1 C の支払請求は認められるか。

1 C の D に対する請求は認められるか。

本人が生前追認拒絶をしている場合、第三者はもとより無権代理人であっても無権代理行為を有効にすることはできない。なぜなら、本人でさえ、追認拒絶をした後に、無権代理行為を有効にすることはできないし、無権代理人が本人の追認拒絶の効果を主張したとしても信義に反するとまでは言えない。

B は生前に追認拒絶をしてることから、無権代理行為を相続人が有効にすることはできず、C は D に対して支払請求をすることができない。

2 C の A に対する請求は認められるか。

前述の通り、無権代理人も、本人の追認拒絶後に、無権代理行為を有効にすることはできないので、相続人の資格を有する A に対して支払い請求をすることはできない。

しかし、Aは無権代理人であるから、117 条の要件を満たせば、無権代理人として責任を負わせるため、履行又は損害賠償を請求することができる。その場合、どちらを選択しても 50 万円請求することができる。

問題 2

第 1 B から C に対する本件絵画の返還請求

B は 4 月 15 日に A から本件絵画を 128 万円で購入している。物権の移動は当事者の意思表示のみによってその効力を有するから（176 条）、この時点で B は本件絵画の所有権を取得している。

よって、B は C に対して、所有権に基づく本件絵画の返還請求を行うと考えられる。

第 2 C から B に対する反論

1 まず、本件絵画は「売約済み」の印もつけられておらず、また、売却後もギャラリーに展示されていたことから「引渡し」がなく、物権の譲渡は、「第三者に対抗することができない」と主張することが考えられる（178 条）。

この点について、「第三者」（178 条）とは、当事者及びその包括承継人以外の者で引渡し
の不存在を主張するに正当な利益を有する者であるから、C は含まれる。しかし、「引渡
し」に占有改定（183 条）は含まれる。本件においてみると、A は B の承諾を得て、展示
即売会の終了までの間、ギャラリーに展示させてもらっているから、「代理人が自己の占有
物を以後本人のために占有する意思を表示した」といえる。よって、178 条の適用はない。

2 次に、そうだとすると、C からは、即時取得（192 条）が成立するという反論がさ
れると考えられる。

即時取得の要件は①目的物が動産で②取引行為によって③前主が所有者ではないが占有
しており④前主が所有者でないことにつき、善意無過失で⑤平穩にかつ公然と占有を始め
たこと、である。

本件絵画は動産である（①充足）。また、A C 間には有効な売買契約が存する（②充足）。
また、A は売買契約時点で、本件絵画の所有者ではないが占有者であった（③充足）。しか
し、C が占有を始めた 5 月 9 日時点で、A は事情を話しているため、A が所有者でないこ
とを知っていた。（④不充足）。平穩とは暴行・強迫によらないこと、公然とは隠匿によらな
いことであるから、A が根負けしただけであるから、そのような事情はない（⑤充足）。

よって、即時取得は認められない。

この点について、売買契約時（5 月 3 日時点）では A が所有者でないことにつき善意無
過失であったという C の再反論もあり得る。しかし、即時取得は動産取引の安全を図る制度
であるから、A が解除を懇願してる時点で取引から離脱し安全をとることもできたから、即
時取得による保護に値しない。また、文言からも「動産の占有を始めた」とあるため、占有
開始時点で判断するのが妥当である。

よって C の再反論は認められない。

第 3 以上より、C の反論は認められず、B の C に対する請求は認められる。

以上